

令和5年 第6回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和5年6月15日(木) 午後2時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠

出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 江間栄作 中村金夫 横井典行
足立侑律 袴田博子 内山進吾 岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛
中安千秋 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 小柳守弘 伊藤安子
鈴木要

欠席： 平尾温己 加茂龍雄 根木常次 森島倫生

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 松本行弘 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志 平野寿宏
内山忍 渡邊光二 富永幹人 若山裕貴 佐々木朝飛

4. 審議事項

- 第39号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第40号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第41号議案 事業計画変更承認申請について
- 第42号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第43号議案 非農地証明について
- 第44号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第45号議案 浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について
- 第46号議案 令和6年度農地利用最適化施策に関する意見について

5. 報告事項

- 報第40号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第41号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第42号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報第43号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第44号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から令和5年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席人数ですが、24名のところ19名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席委員につきましては、議席番号4番の平尾温己委員、議席番号5番の加茂龍雄委員、議席番号11番の根木常次委員でございます。また、議席番号15番の杉山誠委員、議席番号18番の森島倫生委員につきましては遅れております。なお、会議中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。梅雨らしい天気になり、先週、先々週は豪雨もございまして、浜松もとても大変だったのですが、みなさんのところはどうでしたでしょうか。

少し報告ですが、先週の8日に35市町農業委員会の会長と局長の研修がグランシップでございまして、私と鈴木事務局長の二人で参加させていただきました。午前中は全国農業会議の稲垣専務のお話、午後はタブレットを使った農地のパトロールなど事例報告でございました。午前中の稲垣専務の話の中で二点気になることが有りまして、一点は農業会議の農業委員会の一丁目一番地にされている人・農地プランの続きの地域計画及び目標地図の策定です。稲垣専務としてもしっかりやっていくとのことですが、まだ国の方や県の農業会議の方には、細かい文言が来ていないそうです。今日も総会の終わりに河村グループ長から、この件について説明が有りますので、しっかり聞いてほしいと思います。国というのは、まず目標を作ってやりなさいと言いますが、具体的に何をやるかということを知ると、まだそこは決まっていない、こうやってやりたいと思う、地域に合わせてやってくれなど曖昧な回答があります。しかし、人・農地プランの延長である地域計画は、一丁目一番地でしっかりやってほしいのは事実で、研修等で浜松市農業委員会は、しっかりやっていきたいと思っております。同様に稲垣専務の話ではありますが、営農型太陽光について、浜松でもトラブル等議論すべきことがあり、これは全国、特に千葉県とか静岡県内の東部などで問題が生じ、国に要望しています。国も重い腰をあげて、このままでは大変だから制度を多少見直すというニュアンスで話してもらいました。更新時の営農計画や、耕作放棄地でのやり方や制度を見直す、つまり厳しくするというニュアンスで言っていただきました。私たち現場としても、そのへんをうまくやっていければと期待しています。制度が見直しとなった時点で皆様にご報告するので、その際は対応をお願いします。

以上の二点が先日の研修で気になったところで、農業委員会としてもこれらを踏まえて進めて行きます。

簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。

それでは、只今から、令和5年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号 10 番の袴田博子委員、議席番号 12 番の内山進吾委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 39 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上げさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、議案 1 ページをご覧ください。第 39 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石川 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 122 番外 26 件でございます。

申請の内訳は、所有権の売買に係る案件が 16 件、贈与に係る案件が 7 件、使用貸借に係る案件が 2 件、区分地上権に係る案件が 2 件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 2 ページ、地区「細江」、整理番号 131 番は、所有権の売買に係る案件で、下限面積撤廃に伴う申請でございます。

譲受人は、中区三組町の■■■■さん、69 歳でございます。■■■さんは、これまで農業を営む法人でキャベツや玉葱等の栽培方法を学んでおりましたが、この度、譲受人から申請地を売買により取得し、農業参入するべく申請にいたったものでございます。

申請地は、北区細江町中川の畑、2 筆で、許可後は、キャベツを作付けしていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 2 ページ、地区「引佐」、整理番号 133 番は売買にかかる案件で、下限面積撤廃に伴う申請でございます。

申請人は、北区引佐町奥山の■■■■さん、41 歳でございます。

■■■さんは、以前から農業に関心があり、この度、隣地に居住する父や家族と共に、自家消費を目的とした耕作をするため、申請地を取得する申請にいたったものです。

申請地は、北区引佐町奥山の畑、3 筆で、取得後はサツマイモやトマト等の露地野菜を作付けしていく計画でございます。

この案件につきましても、農地台帳登録申請と同時に農地を売買で取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 3 ページ、地区「北浜」、整理番号 140 番は売買にかかる案件でございます。

譲受人は、浜北区寺島に事務所を置く■■■■でござい

■■■■は、浜北区寺島で、■■■■です。この度、浜北区寺島の農地を売買により取得し、身体や知的に障害のある人のリハビリや就業訓練を目的とした、リハビリ農園を行いた

く申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。取得後は、さつまいも、ねぎを作付けしていく計画でございます。

なお、この案件は、特定非営利活動法人がリハビリ農園とする目的で、農地法第3条の許可を得ようとするものであり、農地法施行令第2条に定められる不許可の例外規定に該当し、各要件は除外されております。

続きまして、議案4ページ、地区「籠玉」、整理番号145番は、使用貸借による権利に係る案件で、下限面積撤廃に伴う申請でございます。

申請人は、浜北区新原の[REDACTED]さん、35歳でございます。

[REDACTED]さんは[REDACTED]をしておりますが、この度、申請地を父親より借受け、新規就農したく申請に至ったものでございます。

申請地は、浜北区新原の畑1筆585㎡で、借入後は大豆、タマネギなどを作付けしていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を使用貸借するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、同じく議案4ページ、地区「天竜」、整理番号146番は贈与に係る案件でございます。

譲受人は、天竜区西藤平の[REDACTED]さん、78歳でございます。[REDACTED]さんは、従前から家庭菜園にて、自家消費の野菜栽培を行ってまいりました。この度、自宅隣接の申請地を贈与していただけることとなり、申請に至ったものでございます。

申請地は、天竜区西藤平の畑1筆112㎡で、取得後は、里芋などの野菜を作付けしていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を贈与で取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員から、お願いします。
- 松澤議長 中央地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
- 議長 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ないとの報告を受けています。
- 議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員から、お願いします。
- 江間議長 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員から、お願いします。
- 中村議長 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員から、お願いします。

横井 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の山中委員から、お願いします。

山中 整理番号 131 番ですけれども、新規就農ということで、断る理由がないため許可をしたというのが実情です。中区三組町ということで、ずいぶん離れたところで行う。年齢的にも 69 歳で、この人の弟さんがほぼ全部説明しており、実際にできるかと感じるが、法的に何かを止めることはできないし、今後様子を見るということで調査会での了承を得ました。

議長 一点よろしいでしょうか。本人はやるという意思は示したのですね。

山中 はい。本人と娘さんが一緒に来て、全体像は弟さんが説明しました。

議長 はい、わかりました。

議長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員から、お願いします。

杉山 整理番号 133 番、新規就農との事ですが、家庭菜園との事です。特に問題はありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員から、お願いします。

後藤 三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員から、お願いします。

中安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員が遅れておりますので、私から説明させていただきます。

議長 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議した結果、特に問題はなかったとの報告を受けています。

議長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員から、お願いします。

鈴木英 天竜・龍山地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 最後に、春野地区調査会の水崎委員から、お願いします。

水崎 春野地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 39 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 40 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋藤 それでは、議案 5 ページをご覧ください。第 40 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 29 番外 9 件でございます。

転用目的別の内訳は、農家住宅が2件、農業用施設が3件、自己用・賃貸住宅関連が2件、貸駐車場が2件、営農型太陽光発電施設が1件でございます。また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が3件、第1種農地が1件、第2種農地が1件、第3種農地が5件でございます。なお、是正案件は30番、31番、33番、34番、36番、37番です。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
- 議 長 中ノ町・笠井地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。
- 江 間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。
- 中 村 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根本委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
- 議 長 新津・可美地区調査会で審議した結果、特に問題はなかったとの報告を受けています。
- 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員から、お願いします。
- 内 山 三方原地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員から、お願いします。
- 杉 山 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員から、お願いします。
- 中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員が遅刻しておりますので、私からご報告申し上げます。
- 議 長 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議した結果、特に問題はないという報告を受けています。
- 議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員から、お願いします。
- 井 上 佐久間・水窪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(質疑応答なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第40号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 議 長 次に、第41号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説

明をお願いします。

齋藤 それでは、議案 7 ページをご覧ください。第 41 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたします。

石川 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件でございます。

議案 7 ページ、地区「積志」、整理番号 7 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である■■■■さん、全部承継者である■■■■さん、■■■■さんでございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、令和 2 年 8 月に農地法第 5 条の許可を受け、申請地に自己用住宅及び物置を建築する予定でしたが、その後、家庭の事情により計画が中断し、建築されないまま現在に至ります。

承継者である■■■■さんは、現在借家住まいで、自己用住宅を建築するための敷地を探していたところ、申請地が公共交通機関の駅に近く、夫婦の通勤に便利であること、家族が増えても安心して居住できる場所であることから、申請地に自己用住宅の建築を計画したものでございます。

申請地は、■■■■のところに位置する農地でございます。

農地区分は、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

承継後の転用計画は、自己用住宅を建築する計画であり、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を設置し、雨水は道路側溝、雑排水は公共下水道へ排水する計画となっております。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 11 ページ整理番号 370 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 41 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 42 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案 9 ページをご覧ください。第 42 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

富 永 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 354 番外 86 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 61 件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 10 件、太陽光発電が 7 件、営農型太陽光発電が 2 件、一時転用が 3 件でございます。

また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 4 件、第 1 種農地が 11 件、第 2 種農地が 20 件、第 3 種農地が 52 件でございます。

なお、是正案件は整理番号 406 番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、議案に丸を付した案件につきまして説明させていただきます。

議案 18 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 414 番をお願いします。

北区三ヶ日町大崎の畑 8 筆、2,895 m²について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、静岡市葵区に本社を置き、[REDACTED] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED] に位置する農地です。

農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、340W の太陽光パネル 1,320 枚を設置し、発電能力が 448.80kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地の周囲には小堰堤とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は敷地内で自然浸透させ、高低差がある箇所に小段を設けることで余剰雨水の流れを抑え、敷地内に新設する側溝から簡易調整池へ流入させ、オーバーフロー分を既設排水路に制限放流させる計画であることから、隣接農地に雨水が流れ出るのを防ぐことができ、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

また、同一事業者による申請で議案 18 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 415 番、申請面積 3,393 m²、発電能力 448.80kW の太陽光発電設備の設置、議案 18 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 416 番、申請面積 3,695 m²、発電能力 448.80kW の太陽光発電設備の設置を計画しておりますが、いずれの案件も、申請地外周には小堰堤及びフェンスを設置する計画であること、余剰雨水を敷地内側溝から既設排水路に制限放流させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

続きまして、議案 20 ページ、地区「中瀬」、整理番号 431 番をお願いします。

浜北区中瀬の畑 10,183 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、磐田市に本店を置き、[REDACTED]を営む法人です。

この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から2年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である3年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5の安定勾配で掘削し、掘削面積8,419.37 m²、最大掘削深10m、総掘削量は48,616 m³を予定しております。

工事期間中は、最大5mの保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、キャベツを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、「砂利採取事業事前審査意見書」の措置報告書の提出を受けていること、埋め戻し前までに静岡県盛土対策課に盛土条例の許可申請をする予定であることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- 議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
- 議 長 始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員から、お願いします。
- 渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私から、ご報告申し上げます。
- 議 長 中ノ町・笠井地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、積志地区調査会の平尾委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
- 議 長 積志地区調査会で審議した結果、特に問題はないとの報告を受けています
- 議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
- 議 長 入野・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題はないとの報告を受けています。
- 議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員から、お願いします。
- 江 間 湖東地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員から、お願いします。
- 中 村 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員から、お願いします。
- 足 立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員から、お願いします。
- 袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根本委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 新津・可美地区調査会で審議した結果、特に問題はないとの報告を受けています。
 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員から、お願いします。
 内 山 三方原地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員から、お願いします。
 岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員から、お願いします。
 山 中 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員から、お願いします。
 杉 山 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員から、お願いします。
 後 藤 三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員から、お願いします。
 中 安 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 続いて、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員が遅刻しておりますので、私からご報告
 申し上げます
 議 長 中瀬・赤佐・庵玉地区調査会で審議した結果、特に問題はないとの報告を受けています。
 議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員から、お願いします。
 鈴木 英 天竜・龍山地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員から、お願いします。
 水 崎 春野地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
 只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
 (質疑応答なし)
 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
 第 42 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに
 ご異議ございませんか。
 (異議なし)
 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
 議 長 次に、第 43 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願い
 します。
 齋 藤 それでは、議案 23 ページをご覧ください。第 43 号議案「非農地証明について」でござい
 ます。担当から説明いたします。
 富 永 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 22 番外 4 件でございます。
 地区「三ヶ日」、整理番号 22 番の申請地は、昭和 47 年頃に住宅が建築され、宅地利用さ
 れているものです。
 地区「天竜」、整理番号 23 番の申請地は、昭和 20 年 8 月頃に住宅が建築され、宅地利用
 されているものです。

地区「天竜」、整理番号 24 番の申請地は、耕作困難のため、平成元年頃に植林されたものです。

地区「春野」、整理番号 25 番の申請地は、昭和 53 年 4 月頃に住宅が建築され、宅地利用されているものです。

地区「水窪」、整理番号 26 番の申請地は、昭和 29 年頃に住宅が建築され、宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
第 43 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 44 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案 25 ページをご覧ください。第 44 号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

富 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

令和 5 年度第 3 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。

公告予定は令和 5 年 6 月 20 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 321 筆、236, 446. 03 m²の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 6 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 29 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、31 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

7 ページの 1 番から 4 番をご覧ください。■■■■■ さんです。とびあ浜松農協主催のエシャレット養成塾で農業を学び、今回の申請に至りました。■■■■■ 外 3 筆の畑、計 3, 978 m²を借り受け、エシャレットの栽培を予定しております。

次に、9 ページ、10 ページ、17 ページから 26 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 141 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(委員から補足説明なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 44 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 45 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案 27 ページをご覧ください。第 45 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」担当から説明いたします。

松 本 農用地区域除外、編入などの担当をしております農地利用課農地活用グループの松本と申します。よろしく申し上げます。日頃、農業振興地域制度事務につきまして、ご理解ご協力ありがとうございます。本日、ご覧いただきたい資料は、別冊 2 となります。

お手元の資料の別冊 2 をご覧ください。本日ご説明させていただきますのは、本年 2 月 20 日から 3 月 3 日にかけて申出を受けました除外・編入などの第 87 回随時変更の農用地利用計画変更案でございます。資料の内容についてですが、2 ページには 2 月、3 月の受付期間に受け付けた転用を目的とした個別の除外と編入の集計表、3 ページは昨年度 3 月の農業委員会総会にて非農地判断された農地のうち、青地を抜粋したものです。4 ページには除外をすることができる要件を記載した資料、5 ページから 26 ページが区別の一覧表、28 ページから 41 ページは本日説明させていただく案件の案内図及び配置計画図となっております。

今回の除外・編入申出受付件数について説明します。2 ページをご覧ください。浜松市全体で、除外が 187 件、編入が 7 件でございます。各区の件数内訳を申し上げますと、除外は中区 3 件、東区 47 件、西区 27 件、南区 25 件、北区 51 件、浜北区 34 件、天竜区 0 件、編入は、東区 3 件、南区 1 件、北区 3 件となります。なお、これは参考ですが、諸事情により申出後、取下げされたものが、農用地区域除外については、南区 1 件、北区 1 件の合計 2 件で農用地区域への編入については、取下げはございません。この取り下げられた除外 2 件は先ほど申し上げた除外件数 187 件には、含めておりません。

続きまして、3 ページをご覧ください。こちらの土地は、令和 5 年 3 月総会にて農業委員会にて非農地判断されましたので、これら春野町の 17 筆、19,634 m²の土地は、今回農用地区域から除外していきます。

次に、5 ページから 26 ページをご覧ください。こちらには区別の個別案件の一覧表がありますが、表の右のほうに農振法という欄がございます。この欄には徐外の審査上、「除外の要件を満た

していない」、「関係する法律の許認可の見込みが現時点では無い」など、除外の容認が難しい案件に「△」の記号を記載しました。「空欄」となっている案件につきましては、除外の要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断されたことから、農用地利用計画の変更について、県の同意を求めているとする案件でございます。

次に、農用地区域除外について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。農用地区域除外は、「農業振興地域の整備に関する法律」通称「農振法」に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域、通称「青地」から農用地区域外、通称「白地」にすることをいい、一般的には「除外」と呼んでおります。また、その逆で白地農地等を青地に変えることを「編入」といいます。これらの除外・編入といった計画の変更にあたっては、農振法施行規則において「農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されていることから、今回、農地法の観点からご意見をお聴きするものでございます。

次に除外の要件について簡単にご説明させていただきます。別冊 2 の 4 ページをご覧ください。こちらは農振法の第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号を抜粋し、要約したものでございます。これらの全ての要件を満たす場合に除外ができることとされております。

前回までは要件は 5 つでしたが、令和 5 年 4 月 1 日付け農振法改正で除外 5 要件に 1 要件が追加され、6 要件となりました。追加された要件は新しい 2 号要件となり、その内容は「農業経営基盤強化促進法に基づき策定された地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」でございます。

ただ、浜松市では現在、この地域計画の策定・公告がされておりませんので、審査上はこの要件を満たさないことにより除外できない案件はないということになります。

なお、これは参考ですが、先日、県から情報提供があり、現時点で静岡県内の他の市町でこの地域計画が策定・公告された市町はないとのことです。

次に、今後の主な手続きの流れを説明します。7 月下旬に静岡県への事前協議、11 条公告縦覧、異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12 条公告を行い、除外・編入が決定します。スムーズにいけば決定は 10 月中旬を見込んでいます。決定後は、これらの手続きとは別に農地転用や都市計画法の許可申請といった個別の申請手続きを行うこととなります。なお、農地転用許可は個々の申請に対する個別の許可ですが、除外は個々の申出を市全体のひとつの計画として「農用地利用計画の変更」となるところに違いがあります。

それでは個別案件の説明に入らせていただきます。本来であれば、全ての案件を説明させていただくところではございますが、件数も多いことから、説明は別冊 2 の 5 ページから 26 ページ一覧表内の右の方、農振法欄に「△」と記載した案件の東区 1 件、南区 1、北区 3 件、浜北区 1 件の合計 6 件とさせていただきます。

それでは区ごとに東区、南区、北区、浜北区の順番で担当から説明します。それでは担当者、説明をお願いします。

若 山 東区 16 番について説明いたします。

資料の一覧表の 7 ページ 16 番、案内図等は 28 ページ、29 ページをご覧ください。

東区 16 番の申出者は [REDACTED]、目的は駐車場です。場所は [REDACTED] です。

申出者は[]を営む法人で、受注数量や種類が増加している手すりブラケット製造部門を拡大するため、現在、従業員駐車場として利用している土地に新たな工場を建築し、申出地に従業員と事業用の駐車場を設ける計画です。

規模根拠については、申出面積 1348 m²に 42 台の駐車場を設ける計画です。駐車場については、通路部分を含め 1 台当たりの面積は 25 m²が妥当とされていますが、本計画は駐車場 1 台あたりの面積が 32 m²となっており、除外面積が過大と考えますので、行政書士に根拠資料を依頼中です。

また、今回工場の建築を計画している土地は、過去に都市計画法の開発行為の許可がされている土地ですが、当時の計画どおり建築されていないうえ、完了検査もされていない状況です。現在、当時の都市計画法の手続きを完結し、今後新たに駐車場を設けるための手続きについて、都市計画法の担当課と調整中です。

以上のことから、現時点では除外容認は難しいと考えますが、規模根拠の妥当性と都市計画法の手続きの見込みが確認できた場合は、容認案件とします。

続きまして、南区 9 番について、説明いたします。

資料の一覧表の 14 ページ 9 番、案内図等は 30 ページから 32 ページをご覧ください。

南区 9 番の申出者は、[]。目的は、資材置場です。場所は、[]の位置です。申出者は、[]です。中古自動車の輸出量が増加傾向にあり、今後も車両の仕入れを増やしていきたい意向がありますが、現状の事業敷地では車両置場が不足していることから、現事業地の隣接地に車両置場を確保する計画です。

必要性は認められるものの、現事業所敷地に違反のコンテナが 3 棟あり、都市計画法上、違反であることから、これらの是正が必要になります。

また、現事業敷地の違反コンテナが撤去された際には、敷地に余裕ができるため、申出面積 970 m²が妥当かどうかを再確認する必要があります。

以上のことから、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、規模根拠の妥当性が確認できた場合は、容認する案件としていきます。

内 山 続きまして、北区の説明に入ります。

北区 10 番について、説明します。

資料は一覧表の 18 ページ 10 番、案内図等は 34 ページ、35 ページをご覧ください。

申出者は、本家の近くに分家住宅の建築を計画しています。

位置選定について、申出地が青地農地に囲まれているため、申出地を西側と南側の住宅に接続した位置に見直しするよう行政書士経由で案内していますが、当初の申出のまま実施したいと計画の変更はありません。

以上の経緯から、現時点では除外 6 要件のうち、3 号要件を満たしていないため除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに除外することがやむを得ないと認められれば、容認する案件とします。

続きまして、北区 35 番について、説明します。

資料は一覧表の 20 ページ 35 番、案内図等は 36 ページ、37 ページをご覧ください。

申出者は、東区原島町の本社事務所に [REDACTED]
[REDACTED] を展開する法人です。

解体・造成部門について、これまでは南区の下請け会社の駐車場・資材置場を無償で間借りしていましたが、下請け会社から返却を求められたため、過去の3年間の工事实績と今後の予定が多い、北区方面の三方原町周辺に駐車場・資材置場を設けるよう計画したものです。

位置選定条件として、北区方面の現場に効率よく安全に移動するため、幹線道路に囲まれたブロック内であることを挙げていますが、本社事務所は東区原島町にあり、三方原町周辺で検討した理由が不十分であると考えます。

以上のことから、現時点では、除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに位置選定理由について整理ができれば、容認する案件として扱います。

続きまして、北区47番について説明します。

資料は一覧表の21ページ47番、案内図等は38ページ、39ページをご覧ください。

申出者は、[REDACTED] です。

障害者のための生活介護施設が老朽化し、また施設利用者の増加に対してプレハブ棟を設置して活動スペースを確保している状況のため、安全に活動できるよう施設の移転を計画するものです。

しかし、新設する施設の建物規模が不明瞭で、規模根拠の詳細が確認できていない状況です。

以上のことから、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに規模根拠について整理ができれば、容認する案件として扱います。

平野 続きまして、浜北区34番について、説明します。

資料は一覧表の26ページ34番、案内図等は40ページ、41ページをご覧ください。

申出者は、[REDACTED] です。

本社敷地内にある駐車場及び緑地に製品用油タンク2基、事務所等を設置することになり、不足する緑地を確保する計画です。

工場立地法では、緑地率を事業敷地内に25%確保することが定められておりますが、今回の計画は、道またぎの緑地で基準を満たしておりません。

以上のことから、現時点では除外の容認は難しいと考えますが、事前協議までに工場立地法の基準を満たすことと事業敷地内の代替性について整理できれば、容認する案件として扱います。

説明は以上でございます。以上、第87回随時変更の農用地利用計画変更案となります。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何か意見、質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。

それでは、ご意見等もないようですので、第45号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」は、「特段意義はありません。」という回答をすることでご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議 長 異議ないものと認め回答することといたします。
- 議 長 次に、第 46 号議案「令和 6 年度農地利用最適化施策に関する意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、議案 29 ページをご覧ください。第 46 号議案「令和 6 年度農地利用最適化施策に関する意見について」でございます。担当から説明いたします。
- 縣 それでは説明いたします。
- 4 月に農業委員、推進委員の皆様から最適化施策に関する意見をご提出いただきましたが、いただいた意見を参考に、会長と協議して意見の案を作成した上で、本日の役員・幹事会において協議を行いました。承認されましたら、県及び浜松市あてに提出いたします。
- では、30 ページをご覧ください。
- タイトル「農薬の飛散、ドリフト防止の取り組みについて」です。現状は、周囲の圃場から飛散した農薬が散布対象外の農作物に付着し、農薬の残留基準値を超過して出荷停止や廃棄処分になる等の問題が起きています。
- 課題は、農薬を散布する側の周辺農地等への配慮不足、残留農薬のポジティブリスト制度の理解不足で、改善意見は、農家や農業関係者への啓発活動の実施です。具体的には、風向きや風速、時間帯、距離などドリフト防止を考慮した散布、粒剤やドリフト低減型ノズルの使用の推奨です。
- 続きまして、タイトル「鳥獣被害対策の見直しについて」です。現状は、中山間地域における鳥獣被害が年々増加傾向にあり、農産物の被害が拡大しています。被害軽減を図るため、これまで以上の取り組みを実施する必要があります。
- 課題は、狩猟者等の人手不足で、改善意見は、狩猟登録者の登録免許税の軽減、狩猟犬の育成補助、狩猟体験イベントの開催、狩猟免許取得者の交流・情報提供、狩猟技術の向上と継承です。
- 以上が県に対する意見の案でございます。
- 続きまして、36 ページをお願いします。タイトル「鳥獣被害対策の見直しについて」です。現状は、先ほどの県要望と同様で、中山間地域における鳥獣被害が年々増加傾向にあることで、農産物の被害が拡大しており、被害軽減を図るため、これまで以上の取り組みを実施する必要があります。
- 課題は、電気柵、防護柵の価格高騰で、改善意見は、電気柵、防護柵の補助金の拡大と補助率の見直し、ICT を活用した鳥獣被害対策の普及促進のための補助事業の充実です。
- 以上が浜松市に対する意見の案でございます。
- ドリフトにつきまして、昨年出荷前に検査したパセリから登録外農薬が検出され、出荷ができない状態が続いた事例があり、また、中山間地域は鳥獣被害も多く、それに伴い耕作放棄地が増えていく傾向もあるため、この度の提案となりました。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは、ご意見等もないようですので、第 46 号議案「令和 6 年度農地利用最適化施策に関する意見について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、報告事項の第 40 号から第 44 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 議案 33 ページをご覧ください。報告事項につきましては、御覧の通りでございます。以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

足 立 ・田んぼダムについて

議 長 その他にありますでしょうか。

(その他の報告なし)

議 長 それでは別段無いようですので、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

河 村 ・「地域計画」について

局 長 ・「農業会議情報」について

縣 ・農業委員会研修について

縣 ・西部農業委員会協議会事業について

齋 藤 ・6 月 2 日豪雨被害について

・農業委員親睦会費の集金について

・令和 5 年 第 7 回 農業委員会総会

日時 令和 5 年 7 月 18 日(火) 午後 2 時 30 分から

場所 浜北区役所 3 階 大会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては、終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 6 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 52 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 5 年 7 月 18 日 (火)

会 長 松島 好則

委 員 袴田 博子

委 員 内山 進吾